

檜原市インターネット公有財産売却ガイドライン

檜原市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます。）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「檜原市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）」をよくお読みいただき、同意していただく必要があります。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークション利用規約などとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

橿原市インターネット公有財産売却 ガイドライン

本ガイドラインは、広く一般に橿原市が有する公有財産を売却するため、インターネット公有財産売却システム（以下、「売却システム」といいます。）を用いて公有財産売却を行う場合において、必要な事項や手続きなどを定めるものです。

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

（以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当しその事実があった日から2年
間が経過しない方

（参考：地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札にかかわる契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき
- 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。）

- (3) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (4) 次のいずれかに該当する方
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団および暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方

- エ 当該物件を暴力団の事務所、公の秩序または善良な風俗に反するもの、社会通念上不適切と認められるもの、その他これに類するものの用に供しようとする方
- オ 自己または自社の経営に暴力団または暴力団員が実質的に関与している方
- カ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団または暴力団員を利用などしている方
- キ 暴力団または暴力団員に対し資金などを提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している方
- ク 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している方
- ケ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している方

(参考：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抄))

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている方
- サ アからコまでに該当する方の依頼を受けて入札に参加しようとする方
- (5) 檜原市が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (6) 日本語を完全に理解できない方

2 公有財産売却の参加にあたっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定に則って檜原市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 落札者が入札した代金（以下、「売払代金」といいます。）の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 5 号に該当するとみなされ、一定期間、檜原市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめ売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面や檜原市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係書類の閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。また、入札前に檜原市が現地見学会などを実施する場合は、購入希

望の財産を確認してください。

- (5) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、橿原市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書」（以下、「申込書」といいます。）および「誓約書」ならびにその他必要書類を印刷し、必要事項を記入・押印後、該当する一般競争入札の公告に定める書類を添付のうえ、橿原市に送付してください（郵送の場合は申込締切日の消印有効）。申込書など一式の郵送費用は、参加申込者の負担となります。

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要となります。詳細は、該当する一般競争入札の公告により定めます。

- (6) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 原則として、公有財産を落札後、売買契約を締結した時点で、落札者に当該物件にかかる危険負担が移転します。詳しくは、各物件ごとの契約書で定めます。
- (2) 売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。（売払代金の一部として、落札者が事前に納付した入札保証金を充当します。）
- (3) 不動産については、落札者が売払代金の残金を納付したことを橿原市が確認した後、橿原市が権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (4) 原則として、不動産にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- (5) 公有財産が物品・自動車などである場合、橿原市はその公有財産の引渡しを売買代金納付時の現況有姿で行います。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
- ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に提出した書類の内容を、公有財産売却の

参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを橿原市に開示され、かつ橿原市がこれらの情報を、橿原市の文書規程に基づき、一定期間保存すること。

(橿原市から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。)

ウ 落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 橿原市は収集した個人情報を地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に基づく入札参加者の資格審査などを行うことを目的として利用する場合があります。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が関係公簿と異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

売却財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから 1 名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログイン ID で行うこととなります。

手続きの詳細については、「第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第 3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を橿原市に提出することが必要です。なお、申込書は橿原市のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札者のうちの 1 人について、誓約書で誓約した内容と相違する事実があることが判明した場合には、当該事実に関して橿原市が行う一切の措置について異議申立などを行うことはできません。

第 2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みを行い、参加条件を満たす方で入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。（法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人名でログイン ID を取得する必要があります。）

不動産において共同入札をする場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択してください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、橿原市が売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに定める予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 の金額です。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却物件ごとに必要です。入札保証金は、橿原市が売却物件ごとに指定する方法で納付してください。売却物件ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに橿原市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を S B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾してください。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報（S B ペイメントサービス株式会社に開示すること）に同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカード

ードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。)

- ・法人で公有財産売却に参加する場合、法人名で取得したログイン ID で公有財産売却の参加申し込みを行います。当該法人の代表者名義のクレジットカードを使用してください。

イ 銀行振込による納付

申込書などを確認した後、橿原市から振込先の口座情報をお知らせしますので、橿原市が指定する銀行口座に入札保証金を振込んでください。銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

- ・銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、橿原市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結するにあたり、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

(4) 入札保証金の没収

入札保証金は、落札者以外には返還(クレジットカードによる納付の場合は、与信枠確保の解除)を行います。落札者が契約締結期限までに橿原市の定める契約を締結しない場合または入札に参加する資格を有しなかった場合もしくは提出書類などに虚偽があった場合は、落札者が納付した入札保証金は没収し、返還しません。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログイン ID でのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、注意してください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

橿原市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する方が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、橿原市は開札を行い、売却物件（公有財産売却の財産の出品物件）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上で、かつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（売却システムによる自動抽選）で落札者を決定します。なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログイン ID に紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 橿原市から落札者への連絡

落札者には、橿原市から入札終了後、あらかじめログイン ID で認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札の場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・橿原市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、落札者が契約を締結しなかったり、橿原市が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金または契約保証金は没収し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、橿原市に連絡する際や橿原市に書類を提出する際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

橿原市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

ア 必要書類

契約の際には橿原市より契約書を送付または送信します。落札者は2部それぞれに必要な事項を記入・押印のうえ、橿原市が指示する書類を添付して、橿原市が設定する契約締結期限までに、橿原市に直接持参または郵送してください。なお、不動産の契約書の場合、うち1部に指定する金額の収入印紙を貼付していただく

必要があります。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかった場合または落札者が公有財産売却に参加できない方であった場合もしくは提出書類などに虚偽があった場合は、売却の決定が取り消されることがあります。この場合、落札された当該公有財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、橿原市の設定する売払代金の残金納付期限までに橿原市が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに橿原市が納付を確認することが必要です。

ア 橿原市が指定する銀行口座への振込による納付

イ 橿原市が用意する納付書による納付

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札期間終了後全額返還（クレジットカードによる納付の場合は、与信枠の確保を解除）します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札期間終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

S Bペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。返還に際して、利息は付しません。

第4 公有財産売却にかかわる財産の権利移転および引渡しについて

橿原市は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には橿原市より契約書を送付または送信しますので、それぞれに必要な事項を記入・押印のうえ、橿原市が指示する書類などを添付して、橿原市が設定する契約締結期限までに、橿原市に直接持参または郵送してください。必ず必要となる書類などは、以下のとおりです。

【物品・自動車】

住民票抄本（落札者が外国人の場合にあっては外国人登録証明書の写し、法人にあっては代表者事項証明書）1通

【不動産】

登録免許税相当分の収入印紙

契約書に貼付する収入印紙（契約書のうち1部に貼付）

（収入印紙の金額は、電子メールなどで連絡します。）

橿原市が売払代金の残金の納付を確認した後、自動車については落札者が自動車登録手続きを行い、不動産については橿原市が不動産登記簿上の権利移転を行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金の納付を橿原市が確認したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

【自動車】

自動車は一時抹消登録をして引渡します。

落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

落札者名義の権利移転登録（名義変更など）を行い、変更後の自動車検査証の写しを橿原市に提出してください。ただし、自動車を解体する場合は解体手続きをした後、解体を証明する書類の写しを提出してください。

【不動産】

- (1) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に橿原市に対して任意の書式にて申請してください。
- (2) 所有権移転の登記が完了するまで、入札期間終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

3 注意事項

- (1) 落札した公有財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。
- (2) 開発（建築）などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により規制がある場合があるので、事前に関係機関に確認してください。

4 引渡しおよび権利移転に伴う費用について

【物品】

- (1) 物件の引渡しについては、現況有姿とします。
- (2) 橿原市が売払代金の残金を確認後、物件の引渡しの日程・場所について落札者に連絡します。橿原市が指定する保管期間内に落札者が物件の引渡しを受けられない場合は、橿原市ホームページより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、物件売払担当課に送付または持参してください。（保管期間は売払代金の残金納付を橿原市が確認した後、4週間が限度です。）
- (3) 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）および橿原市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。なお、代理人が物件の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。
- (4) 送付による引渡しを希望される場合は、橿原市ホームページより「送付依頼書（物品）」を印刷し、必要事項を記入・押印し、落札者の本人確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）の写し、および橿原

市より落札者へ送付された電子メールを印刷したものを同封のうえ、物件売払担当課に送付してください。送付に要する費用（梱包費など含む）は落札者の負担となります。送付による引渡しを希望される場合、事故などによって物件が破損、紛失などの被害を受けても、橿原市は一切の責任を負いません。また、極端に重い物件、壊れやすい物件は送付による引渡しができない場合があります。

- (5) その他引渡しにかかわる一切の費用は、落札者の負担となります。
- (6) 引渡しを受けた後、「公有財産受領書」を物件売払担当課に提出してください。

【自動車】

- (1) 物件の引渡しについては、現況有姿とします。
- (2) 橿原市が売払代金の残金を確認後、物件の引渡しの日程・場所について落札者に連絡します。橿原市が指定する保管期間内に落札者が物件の引渡しを受けられない場合は、橿原市ホームページより「保管依頼書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、物件売払担当課に送付または持参してください。（保管期間は売払代金の残金納付を橿原市が確認した後、4週間が限度です。）
- (3) 引渡しを受ける際には、落札者本人の確認のため、本人確認ができる公的機関発行の証（運転免許証、保険証、旅券など）および橿原市より落札者へ送付された電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。なお、代理人が物件の引渡しを受ける場合には、落札者本人が作成した「委任状」と、代理人の本人確認ができる公的機関発行の証および電子メールを印刷したもの、または契約書の原本を提示してください。
- (4) 引渡しの際に、「公有財産受領書」を提出してください。
- (5) 再登録手続きに必要な書類（譲渡証明書や登録識別情報などの通知書および再資源化預託金の預託証明書（通称：リサイクル券））については、物件の引渡しの際にお渡しいたしますので、その際「公有財産関係書類受領書（自動車）」を提出してください。なお、登録に伴う費用は落札者が負担してください。
- (6) 仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備してください。また、それらにかかわる費用は、落札者の負担となります。なお、引渡しにかかわる一切の費用は、落札者が負担してください。
- (7) 物件の車体に表示されている文字などは引き取り後速やかに剥がし、剥がした後の車両の写真を提出してください。なお、費用については落札者が負担してください。

【不動産】

- (1) 物件の引渡しについては、現況有姿のままとします。
- (2) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者が負担してください。
- (3) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。登

録免許税相当分の収入印紙などを橿原市に送付してください。

共同入札を行った方が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札に参加した人数分だけ必要となります。各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

(実際に持参または送付するときは全共同入札者の合計で構いません。)

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 入札の受付が開始されない場合

イ 入札できない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合

イ くじ(自動抽選)が必要な場合でくじ(自動抽選)が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。

公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の物件の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込

などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。なお、返還に際して、利息は付しません。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後 4 週間程度要することがあります。なお、返還に際して、利息は付しません。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など
(以下「入札者など」という。)に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、橿原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、橿原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、橿原市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、橿原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、橿原市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、橿原市は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず橿原市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 無断転載の禁止など

売却システム上において、橿原市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、橿原市に無断で転載・転用することは一切できません。

第6 用途の制限など

1 用途の制限

落札者は、落札した物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 暴対法第2条第2号から第6号に定める暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第2項に規定する団体のうち、その団体の役職員または構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものにかかわる用途
- (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途
- (4) このほか、地域の街づくりおよび住環境保全などから乖離した用途

2 用途制限の承継義務など

- (1) 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資などによる所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (2) 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利または貸借権その他の使用および収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはなりません。
- (3) 上記（1）および（2）における当該第三者の前述に定める義務の違反に対する責務は、落札者が負わなければなりません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

橿原市が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は橿原市になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合の注意点

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という。）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。